

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業費（自転車歩行者道設置）					
地区名	一般国道155号					
事業箇所	一宮市千秋町地内					
事業のあらまし	本路線は現道の国道155号をバイパスする一宮市中心部 ^{いちのみやし} と名古屋都市圏 ^{なごや} を連絡する国道であり、自動車交通も1万台を超える重要幹線道路である。このような重要幹線道路にもかかわらず、本事業区間は自転車歩行者道部分に過年度にバイパス事業で用地未買収区間が残っており、自転車歩行者道が不連続になっている。このため、当該箇所を通行する歩行者等は路肩部の通行を余儀なくされ、非常に危険な状況となっていた。 本事業で自転車歩行者道を連続化することにより、歩行者等の安全を確保することを目的とする。					
事業目標	【達成（主要）目標】 自転車歩道未整備区間の整備を行い歩行者等の通行の安全を図る。 【副次目標】 ー					
事業費	事業費		内訳			
	0.30億円		■工事費 0.11億円、■用補費 0.17億円、■その他 0.02億円			
事業期間	採択年度	平成20年度	着工年度	平成20年度	完成年度	平成21年度
事業内容	工事延長 L=50m 自歩道設置工事 側溝工、舗装工、安全施設工					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 ・歩道未整備区間の整備により歩行者等が路肩を通行する状況が改善された。 【達成状況に対する評価】 ・自転車歩行者道が設置されたことにより、自転車及び歩行者が路肩を通行することなく、安全に通行が可能となり目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 ー 【達成状況に対する評価】 ー				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業の実施により、歩行者と自転車の安全が図られた。 ・初期の事業目的を達成し、改善効果を発揮していることから今後の事後評価は必要なし。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目的を達成しているため、改善の措置は必要なし。					
同種事業に反映すべき事項	過去のバイパス事業において、事業の反対により買収できなかった用地がある場合、定期的に粘り強く対象地権者へ連絡し、説得をすることにより理解を得られたため、本事業ができることとなった。今後は同じような案件において、相手により状況は異なってくるが、継続した交渉による事業の進展の可能性を模索していくことが重要である。					